

釜石市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により平成30年4月16日から平成30年7月5日までの期間中に実施した定期監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表する。

平成30年8月24日

釜石市監査委員 小林 俊輔

釜石市監査委員 水野 昭利

[別紙]

## 定期監査の結果に関する報告

### 第1 監査の対象及び実施期間

No	対象部課等	実施期間
1	総務企画部総合政策課	平成30年4月16日から平成30年4月19日まで
2	復興推進本部事務局	平成30年4月16日から平成30年4月19日まで
3	総務企画部広聴広報課	平成30年5月7日から平成30年5月10日まで
4	総務企画部総務課	平成30年5月14日から平成30年5月17日まで
5	総務企画部財政課	平成30年5月28日から平成30年5月31日まで
6	総務企画部資産管理課	平成30年5月28日から平成30年5月31日まで
7	総務企画部新市庁舎建設推進室	平成30年5月28日から平成30年5月31日まで
8	市民生活部生涯学習文化スポーツ課図書館	平成30年5月28日から平成30年5月31日まで
9	市民生活部生涯学習文化スポーツ課	平成30年6月4日から平成30年6月7日まで
10	総務企画部税務課	平成30年6月11日から平成30年6月14日まで
11	水道事業所	平成30年6月25日から平成30年6月28日まで
12	建設部下水道課	平成30年7月2日から平成30年7月5日まで

### 第2 監査の実施場所

監査委員室

### 第3 監査の対象範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行状況及び経営に関する事業の管理状況

### 第4 監査の着眼点

全国都市監査委員会都市監査基準準則別項に基づくものとし、特に、対象に係るリスクの重要度、内部統制の整備及び運用状況の有効性を考慮し、監査の重点項目と対応する着眼点を次のとおりとした。

重点項目	監査の着眼点
契約事務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 履行内容は、設計書や仕様書等に合致し、契約書どおりの履行がなされているか。</li><li>○ 検査、検収等が厳正に行われ、検査調書等は適正に作成されているか。</li></ul>
補助金交付事務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 補助金の算出は、交付要綱に基づき適正に行われているか。また、合理的な基準によるものか。</li><li>○ 交付条件どおりに履行されているか。</li><li>○ 事業計画書どおりの精算が行われているか。</li></ul>
収入事務	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 調定はその根拠となる法令等に適合しているか。</li><li>○ 調定の時期及び手続は適正か。</li><li>○ 督促、催告、不納欠損処分等の滞納整理事務は法令等に基づき適正に行われているか。</li></ul>

## 第5 監査の実施内容

- 1 釜石市監査委員監査基準（平成 29 年釜石市監査委員告示第 3 号）に準拠し、平成 30 年度監査等実施計画及び定期監査実施要領に基づいて実施した。
- 2 各課等に提出を求めた財務に関する事務に係る書類について、公正で合理的かつ効率的に実施されているかという観点から、帳簿及び証書類等との照合、確認等の通常実施すべき監査手続により実施するとともに、必要に応じてその都度担当職員から説明を聴取し、適否の確認を行った。

## 第6 監査の結果

各課等における事務の執行は、関係法令及び条例、規則並びに議会の議決、その他の定めるところに基づいて執行されており、全般的におおむね良好であると認めた。

ただし、事務処理の一部に問題点も見受けられたため、以下に掲げる事項については適切に措置されたい。

### （指摘事項）

#### 1 総務企画部広聴広報課

ICT 地域のきずな再生・強化事業伝送路設備貸付収入（貸付期間 10 年）において、平成 28 年度分の請求の遅れから、平成 29 年度に収入されていたため、各年度に請求すべき収入金について確実に請求し収入を図るべきこと、また、復興関連事業に伴って生じた支障移転工事等の契約事務においても遅滞が見られたことから、事務処理の適正化を求めた。

#### 2 市民生活部生涯学習文化スポーツ課

釜石市民ホール開館記念演奏会開催業務委託において、総事業費からチケット販売収入を差し引いた金額で委託料を算出し契約していたが、これは総計予算主義（収入及び支出全ての歳入歳出予算への計上）に反すること、また、チケット代の収納事務を私人に委託する場合は法令等に基づいた所要の手続も必要であったため、事務処理の適正化を求めた。